

市町村が調停事務を行うことについて

平成26年11月19日

(1) 市町村が調停を行うことについての考え方

市町村が調停事務を行うことの意義として、以下のような整理が考えられる。

1. 地域における公害問題は住民に身近な機関で解決することが望ましい
住民に身近な市町村が調停を行うことで、より紛争の実態把握が容易になることが期待される。また、処理期間の短縮が期待される。
2. 公害紛争の解決に対する選択肢が増える
市町村における公害苦情の処理については、指導の難しさなどから長期にわたって処理が完了しない案件が一定数存在するが、調停の利用をうながすことで苦情処理が迅速化することが期待される。

(2) 都道府県の調停事務の移譲に関する論点

(2)－1 市町村における体制整備

論点

市町村が調停事務を行うとした場合、都道府県が現在行っている審査会方式または名簿方式と同じ仕組みとすることによいか。

○ 審査会方式と名簿方式について

審査会方式	名簿方式
・委員9人以上15人以内で組織(非常勤) ・都道府県知事が議会の同意を得て任命 ・委員の任期3年(再任可) ・過半数の出席、出席者の過半数による議決	・候補者9人以上15人以内(候補者名簿) ・都道府県知事が委嘱(議会同意は不要) ・期間1年

(注) 委員等を9人以上としていることについては、委員の不足により紛争処理が滞ることを防ぐことや、公害問題の複雑さ等から広く各方面の学識経験者を委員とすることが必要なことなどが理由とされている。ただし、人数について6人以上とする余地もあり得るのではないか。 2

(2) 都道府県の調停事務の移譲に関する論点

(2)－2 管轄の切り分け、移送ルール

論点

市町村が調停事務を行うとした場合、都道府県が行う調停との間に管轄の切り分けや移送ルールを設ける必要があるか。

○ 管轄の切り分け

現在都道府県の管轄は重大事件、広域処理事件、県際事件を除くすべての調停事件であるが、市町村が調停事務を行う場合、この一部のみ移譲することとする必要があるか。

・ 留意点

事務局体制の相違により市町村と都道府県では処理能力に違いがあると考えられるべきか。市町村の公害苦情窓口でもすべての公害類型を取り扱っていることを考慮すべきか。

○ 移送ルール

公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との間の事件の引継ぎルールと同様のものが考えられるが、これに加えて何らかの移送ルールを設ける必要があるか。

◎公害紛争処理法

第38条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、中央委員会と協議した上、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 略

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。(以下略)

(2) 都道府県の調停事務の移譲に関する論点

(2)－3 事務移譲の方式

論点

法定移譲により一定規模移譲の市町村すべてに移譲する方式と、希望する市町村に移譲する方式があり得るが、どちらが望ましいか。

○ 法律により移譲する方式

政令市、中核市、特例市、すべての市などを対象として法律により一律に調停事務を移譲する方式が考えられる。

・ 留意点

すべての市に移譲するのは困難である一方、政令市、中核市または特例市でない市でも独自の紛争処理制度を設けている例もある。

また、多くの市で調停を行うこととした場合、調停委員の確保が難しくなることも想定される。

○ 条例により独自の紛争処理制度を設けている市について

公害等調整委員会において確認したものとして、以下の7市において独自の紛争処理機関の制度がある。また、取り扱う公害類型についても、典型7公害とは範囲が異なる場合がある。

市町村		名称	定員	対象	紛争処理手続
福井県敦賀市		公害紛争調整委員会	3名	典型7公害	調整
滋賀県大津市	中核市	大津市公害紛争調整委員会	5名以内	典型7公害＋電波障害及び日照障害等	公害紛争調整
大阪府守口市		守口市公害等紛争調整委員会	15名以内	典型7公害＋日照障害及び電波障害等	あっせん、調停
兵庫県尼崎市	中核市	尼崎市公害等紛争調整委員会	10名以内	典型7公害	調整
兵庫県赤穂市		赤穂市公害等紛争調整委員会	15名以内	典型7公害	調整
兵庫県宝塚市	特例市	宝塚市環境紛争調整委員会	10名以内	典型7公害	あっせん、調停
兵庫県川西市		川西市公害等紛争処理委員会	11名以内	典型7公害(航空機騒音を除く)＋日照障害等	和解の仲介、調停

・ 留意点

条例により独自の公害類型を定めることができるなど、柔軟な制度設計ができるとのメリットが考えられる一方で、法律上の紛争解決手段ではないことから、法律による権威付けがなされていない、公害紛争処理法上の制度として一体的なPRができないなどの課題点も想定される。

○ 条例による事務処理特例制度

都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することができる事務処理特例条例により移譲する方式が考えられる（地方自治法第252条の17の2）。

事務処理特例条例には市町村に一律に移譲する例や、市町村の人口規模に応じて移譲する例もあるが、希望する市町村に希望する権限を移譲する「手挙げ方式」により移譲する例もある。

・ 留意点

事務処理特例制度の対象となる事務は「都道府県知事の権限に属する事務」とされている。都道府県公害審査会等は都道府県知事の附属機関と位置づけられているが、独立して職権を行使する機関であり、このような場合でも制度の対象となるかどうか。

◎地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第252条の17の3 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2～3 略